

中野富士見中学校跡施設整備基本計画について

平成23年12月に決定した「中野富士見中学校跡施設整備基本方針」に基づき平成24年7月に「中野富士見中学校跡施設整備基本計画」を策定した。

1 中野富士見中学校跡施設整備建物概要

①整備予定地

住居表示：中野区弥生町五丁目11番16号 中野富士見中学校跡施設

敷地面積：7,797.82m²

②建築概要 地下1階・地上4階

③延床面積 5,980m²

○南部すこやか福祉センター 2,739m²

○(仮称)南部地域スポーツ施設 2,825m²

○南中野地域事務所 218m²

○防災倉庫・備蓄倉庫 82m²

○その他 116m²

④駐車場・駐輪場 駐車場20台・駐輪場114台

2 中野富士見中学校跡施設整備基本計画

別添のとおり

3 今後の予定

平成24年8月～9月	区民説明会
平成24年12月	基本設計及び実施設計業務委託契約締結
平成25年4月	基本設計完了
平成25年度	既存建物解体工事
平成26年3月	実施設計完了
平成26年度	埋蔵文化財調査
平成26年度～28年度	施設建設工事
平成28年度	南部すこやか福祉センター等施設開設

中野富士見中学校跡施設整備基本計画

平成 24 年（2012 年）7 月

1. 事業の背景、目的

(1) 事業の目的

中野区は、「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」に基づき、中野区南部圏域のほぼ中心に位置する中野富士見中学校跡施設を整備し「南部すこやか福祉センター」「南中野地域事務所」「(仮称)南部地域スポーツ施設」を新たに整備する。

南部すこやか福祉センターは、子育て、保健・福祉、支えあいの地域拠点として、相談・支援のほか各種事業やサービスの提供や地域における支えあいネットワークづくりの拠点として、現在の位置(弥生町二丁目)から移転整備する。

また、弥生高齢者福祉センター(弥生町三丁目)内に設置されている南中野地域包括支援センターを移転させ、あわせて、障害者相談支援事業所を設置するなど地域における総合相談機能を充実させる。

(仮称)南部地域スポーツ施設は、子どもから高齢者まで、さまざまな年代の人々が気軽にスポーツを通じた健康管理ができる環境を整え、健康づくりや体力づくりを行えるよう通年で活用できるプールも備えたスポーツ施設として新たに整備する。

南中野地域事務所は、中野富士見中学校跡施設の整備に伴い南台三丁目から移転し、諸証明の発行業務や収納業務など各種行政サービスを展開する。

「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」においてステップ3の段階で整備を計画している特別養護老人ホームについて、中野富士見中学校跡施設内に誘導整備する。

(2) 上位計画との関連

1) 新しい中野をつくる10か年計画(第2次)

中野区は、中野区基本構想で掲げる「中野のまちの将来像」を実現するため、平成22年度から10年間を見据えた区政運営の方向を定めた「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」を策定した。計画では、10年間で優先的に取り組みを進める「未来への扉を開く4つの戦略」を定め、戦略3「元気いっぱい子育て戦略」と戦略4「健康・生きがい戦略」においてすこやか福祉センター及び地域スポーツ施設の整備の方向性が示されている。

2) 中野区保健福祉総合推進計画2012

中野区では、「健康福祉都市なかの」の実現をめざして、平成16年3月「健康福祉都市」を宣言した。その実現のため、①健康で生き生きとした生活の継続(健康医療)②みんなで支えあうまちづくり(地域福祉)③住み慣れた地域での生活の継続(高齢福祉)④誰もが安心して暮らせるまちづくり(障害福祉)の4つの基本目標を掲げ、具体的な施策を実現していく。

「健康で生き生きとした生活の継続」を実現するための重点施策として、地域スポーツ施設の総合的な健康づくりを掲げ、利用しやすい運動環境の整備、子どもの健康づくり支援、高齢者の介護予防支援と生きがいづくり、健康づくりによる地域コミュニティづくりを位置付けている。

また、「みんなで支えあうまちづくり」「住み慣れた地域での生活の継続」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を実現するため、区民活動センターやU18プラザ、児童館、高齢者会館といった、地域に身近な施設と連携し、地域における支えあいネットワークづくりを行う拠点として「すこやか福祉センター」を位置付けている。

3) 中野区都市計画マスタープラン

「中野区都市計画マスタープラン」において、中野富士見中学校跡施設が位置する南部地域は、低層住宅や狭小な敷地が多く、全体的に高密度な土地利用となり、公園や広場などオープンスペースは比較的あるもののみどりが乏しくなっている。このため、まとまったみどりの確保への取り組みが求められている。

また、(仮称)南部防災公園の整備をはじめ災害に強く、快適に生活できるまちづくりの対策として、建物の防災性、耐震性の強化の推進と食糧などの備蓄、防火水槽などの整備が求められている。

4) 中野区みどりの基本計画

中野区におけるまとまりのあるみどりは、哲学堂公園、江古田の森公園、平和の森公園など中野区北部地域に分布し、緑被率も区北西部、北東部が高く、南部地域は低くなっている。

中野区みどりの基本計画において中野富士見中学校跡施設は「跡地活用によるみどりの創出」として位置付けられ、施設整備にあたり現状の樹木をできる限り確保するとともに、新しいみどりを植栽することで、地域の方々が親しみを感じられるような環境整備が求められている。

5) 中野区環境基本計画

「中野区環境基本計画」における二酸化炭素の排出量削減目標（2017年度に2004年比で10%削減）に寄与するために、施設整備においては「みどり豊かで自然を生かす取り組みが進んだまち」とするための太陽光・太陽熱の利用促進や、「環境負荷の少ないエネルギーの効率的な利用が進んだまち」とするための敷地・施設の緑化（みどりのカーテン、屋上緑化）が求められる。

(3) 各施設の概要

1) 南部すこやか福祉センター

子どもや高齢者、障害のある人など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、総合的な保健福祉サービスを提供する機能など3つの機能を担う南部すこやか福祉センターを移転整備する。また、現在、弥生高齢者福祉センター（弥生町三丁目）内に設置している南中野地域包括支援センターを移転するとともに、南部圏域を担当する障害者相談支援事業所を新たに設置する。

①総合的な保健福祉サービスの提供とアウトリーチによる包括ケア機能

【ワンストップの保健福祉・子育て総合相談・包括的な地域ケア】

○乳幼児から高齢者までのすべての区民の総合的、継続的な保健福祉の相談支援を受けられるよう体制を整備するとともに、個々の対象者への対応だけでなく家庭・家族という幅広い視点でとらえた支援を行う。また、出張相談、出前事業などの出張サービスも行う。

②支えあいの地域づくり機能

【まちぐるみの支えあいネットワークづくり(支えあい力の向上)】

○地域ぐるみで、子どもの健やかな成長、高齢者や障害のある人たちの生活を支援する「地域の支えあい力」を向上させる取り組みを行う。

【家庭をつなぐ・地域とつなぐ・みんなでつなぐ子育て支援(子育て力の向上)】

○地域で活動する保健、福祉、子育てに関する様々な団体や機関などの資源を有効に生かすため、支援の必要な人と地域で見守る人々、団体、関係機関などとの結び付けや、ネットワークづくりを行う。また、地域の活動を担う人材や組織を地域の中で育てる。

○保健福祉や子育て支援のサービスを提供する民間事業者やボランティア団体などとの連絡、連携体制を整備し、相談からサービスに円滑に結び付ける。

【区民の保健福祉活動支援】

○保健、福祉、子育てに関するサービス水準の維持・向上を図るため、サービス事業者や地域包括支援センター、子育て活動団体、ボランティア団体などと相互の連携を図るとともに、地域におけるサービスの供給状況、区民が何を必要としているのかを把握し、区全体の取組みに発展させる。

③地域自治の推進機能

【地域活動拠点(区民活動センター)の整備(地域課題の解決に取り組む活動)】

○地域の課題を解決するための会議、介護予防のための事業実施場所や各種文化的な活動など区民の交流活動の拠点として区民活動センターを整備する。

【地域団体間連携の推進】

○保健・福祉・子育てについての様々な課題を把握、発掘するとともに、地域の情報を地域に伝え、取り組みや対応を協議するなど、地域の課題を区民とともに解決していくための機会や場を確保する。

【区民主体による地域施設運営の支援】

○地域の交流活動の拠点である区民活動センターの運営は、地域の町会、自治会が中心となって組織した運営委員会が行う。区は、運営委員会に対して地域活動コーディネーター養成講座や研修会の実施、会計事務・労務管理などの相談及び事務連絡会の開催など支援する。

2) (仮称)南部地域スポーツ施設

(仮称)南部地域スポーツ施設は、南部すこやか福祉センターと連携して、子どもから高齢者まで、さまざまな年代の人々が気軽にスポーツを通じた健康管理ができる環境を整え、地域スポーツ施設を利用した区民や関係団体などを通じて区民全体の健康づくりや体力づくりを行なうとともに、地域の連携を強める活動を展開することができるような環境づくりを行うことで、スポーツを通じた仲間づくりや地域コミュニティづくりを実践する。さらに、学校運動部活動の支援、スポーツの指導力・競技力の向上に向けた地域における運動・スポーツを通じた地域交流の拠点とする。

3) 南中野地域事務所

南中野地域事務所は、現在の南台三丁目から移転し、住民基本台帳事務、諸証明の発行業務や収納業務など各種行政サービスを展開する。

4) (仮称)南部特別養護老人ホーム

(仮称)南部特別養護老人ホームは、単身高齢世帯の増加や後期高齢者人口の増加とそれに伴う要介護等認定者の重度化など、在宅での介護が困難な高齢者が利用する介護保険施設への要望に応えるべく、特別養護老人ホームを誘導整備する。

5) 多目的広場

多目的広場は、地域のイベントや日常的な交流の場、地域コミュニティの核として利用できるみどりに囲まれた地域の広場とする。

また、広場内にはテニスなどのスポーツ活動として利用できる場、さらに災害時に利用できるオープンスペースとしても位置付ける。

6) 災害時における避難所機能

中野富士見中学校跡施設は、災害時の避難所、地域の防災拠点としての機能を確保するため、施設整備にあたり、避難者に対応するための床面積を可能な限り確保し、食糧や日用生活用品などを保管する備蓄倉庫については、非常時の迅速な物資搬出入に配慮した施設とする。

また、災害時の生活用水確保のため防災井戸を引き続き設置するほか、プール水も活用する。

2. 計画と条件の整理

(1) 敷地条件

① 位置

中野富士見中学校跡施設は、すこやか福祉センター整備における圏域の中野区南部の圏域のほぼ中央にあり、中野通りと方南通りの交差する南台交差点から北に約200mに位置し、敷地東側が中野通りに面している。

② 敷地現況、地形

敷地は、南北方向で70~140m、東西方向で65~100mと南北に長い不整形な形状をしており、敷地東側の一部が凸状になっていて、その部分が中野通りに接道している。

敷地内は、概ね平坦であるが、敷地全体が中野通りより約1m高くなっているため、中野通りから敷地に入るためには、高低差を解消するための手法が必要となる。

③ 周辺土地利用

敷地周辺は、中野通りから30m以内の部分の用途地域は、近隣商業地域であるため、業務ビル、マンション等が建っている。また、中野通りから離れた西側の用途地域は、第一種低層住居専用地域であるため、低層の戸建住宅、共同住宅が多い。



敷地周辺地図

④ 接道状況

敷地は、南側、北側及び東側の一部の3方向で接道している。東側は、幅員15mの中野通り(都道420号)に接道している。

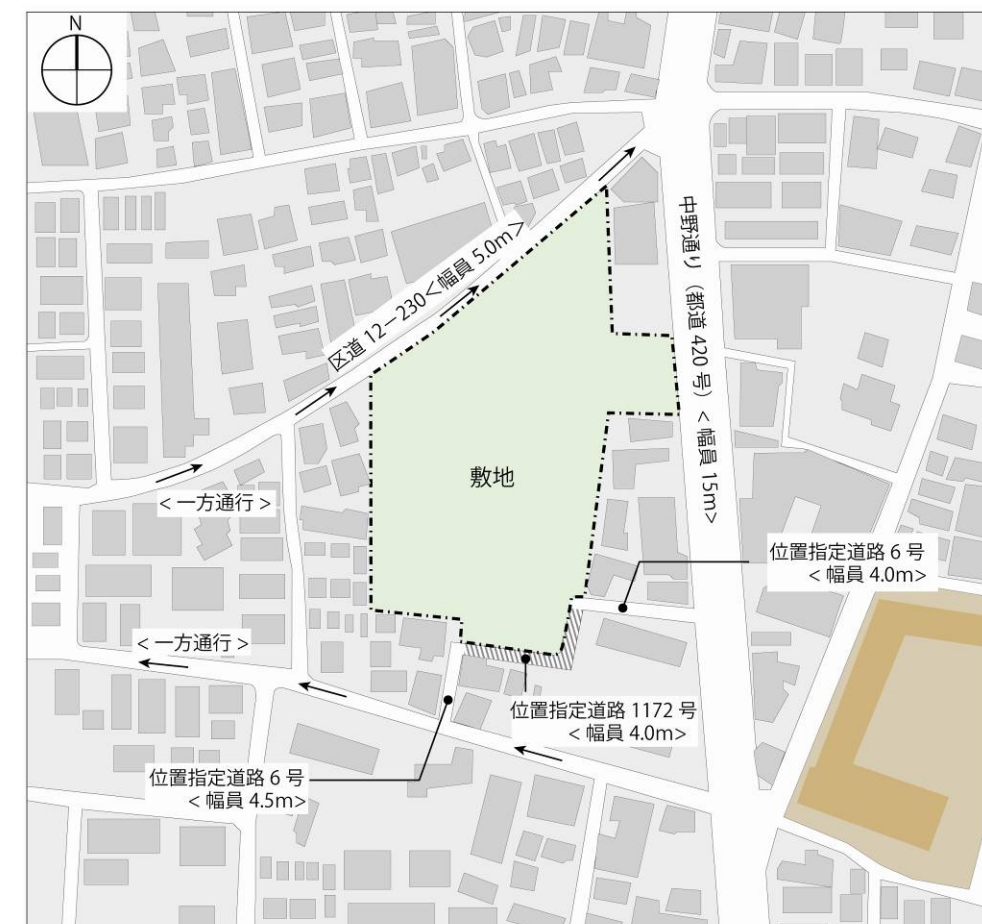
北側は、区道12-230号(接道部分の最小幅員5.04m)に接道しており、西側から東側中野通りへの一方通行の通行規制がされている。

南側は、位置指定道路6号(幅員4.5m)、1172号(幅員4.0m)に接道している。

⑤ 敷地へのアクセス

敷地への公共交通手段は、敷地東側中野通り及び南側方南通りをJR中野駅及びJR新宿駅などを起点とする路線バス(京王バス)が運行している。また、鉄道は地下鉄の東京メトロ丸の内線が運行し、中野富士見町駅まで約600m、中野新橋駅まで約1kmの距離である。

敷地への自動車の出入りは中野通り又は北側区道12-230号からとなる。中野通りからのアクセスの場合、中野通りの交通量が多いことから北側からの右折による進入について、所轄警察署との協議が必要である。北側区道12-230号からのアクセスの場合、南台又は寿橋交差点で一度西側に迂回してから、区道12-230号に入ってくる必要があり、周辺への案内板設置など利用者への周知が課題となる。



敷地周辺道路

(2) 導入施設の考え方

1) 南部すこやか福祉センター【2, 739㎡】

①総合相談支援ゾーン

- 子どもや高齢者、障害のある人などの保健福祉や健康に関する総合的な相談窓口を設置するとともに、区民からの相談内容に応じた適切なサービスや支援を提供する。
- 総合相談窓口を訪れた区民は、当該窓口の領域以外の相談や手続きであっても、他の窓口に移動することなく、当該窓口で相談や手続きを済ませることができるように、それぞれの所管の職員が総合相談窓口に向いて対応を行い、総合相談窓口を訪れた区民が移動することなく相談、適切なサービスや支援の提供を受けることができる。

〔主な相談・サービス機能〕

○保健福祉に関する相談（保健福祉包括ケア担当）

〔難病医療費等助成受付、B型C型肝炎ウイルスなど医療費助成、大気汚染関連疾病医療費助成・被爆者医療費助成受付、各種福祉サービス相談・受付〕

○高齢者相談（地域包括支援センター）

〔介護保険制度の案内・要介護認定申請の受付、在宅介護に関する相談、介護・福祉・保健などのサービスに関する情報提供や相談、介護予防マネジメント、権利擁護（成年後見制度など）、包括的・継続的ケアマネジメント〕

○障害者相談（障害者相談支援事業所）

〔身体障害者手帳各種申請・交付、愛の手帳再交付申請、精神障害者保健福祉手帳各種申請援助・交付、自立支援医療（精神・更生）各種申請援助、各種手当・福祉サービス申請・援助、福祉タクシー券交付〕

○自主的な健康づくり活動の支援（地域健康推進担当）

〔健康相談、栄養相談、区民歯科相談、地域健康づくり支援、精神保健福祉相談、高齢者精神保健相談、デイケア〕

○子どもと子育て家庭の応援（地域子ども家庭支援担当）

〔子育て相談、地域育児相談、巡回育児相談、子育てサービス届出・申請手続き〕

個室相談室	○総合相談窓口隣接して、プライバシーに配慮した個室相談室を3室整備する。	31㎡
プレイルーム	○総合相談窓口幼児と一緒に来所した区民が待合時間などに幼児と一緒に過ごすことができる。 ○総合相談窓口から目の届く範囲に整備する。	21㎡
バギー置場	○乳幼児健診などの際、ベビーカー（バギー）を置くスペースを1階部分に整備する。 ○バギーは1台（幅700m長1000m）を想定し、1回あたりの乳幼児健診利用者（平均約46人）の約6割の利用を想定し30台程度とする。 ○エレベーターにベビーカーと一緒に乗車すると混雑が想定されるため1階に設置し、盗難防止装置を設ける。	22㎡
倉庫1・書庫	○すこやか福祉センター職員が使用する事業用品や事務用品及び各種申請書類などの収納スペース。（倉庫：29㎡） ○すこやか福祉センターで発生する保存文書などの収納スペース。（書庫：25㎡）	54㎡

②子育て支援ゾーン

乳幼児の健康診査・歯科健康診査、母親学級や各種相談及びグループミーティングの場の提供など、乳幼児親子を支援するさまざまな機能を提供する。

〔主な相談・サービス機能〕

○乳幼児健診

乳幼児健康診査や幼児歯科健康診査等で乳幼児の発育・発達の様子を確認し、必要に応じて医療機関の受診をすすめる。

○家庭訪問

すべての赤ちゃんや相談の必要な子育て家庭に、保健師や訪問指導員等が訪問を行う。

○親育ち講座

母親学級・両親教室など、妊娠期から子どもの成長に合わせた、保護者向け講座を開催。

○子育てに関する講座・グループ支援

マタニティクッキング・離乳食講習会・アレルギー教室・事故予防教室・永久歯むし歯予防教室等を開催。

○子育てグループ支援

多胎児、子育てに関する自主グループなどに対する支援を行う。

○子育てひろば

乳幼児と保護者の方が気軽に立ち寄って、のんびり過ごしたり、他の親子と交流できる広場を提供。

室名	主な機能	面積等
保健福祉 総合相談窓口 すこやか福祉センター 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所	○ワンストップ型窓口サービスを実現するため、総合相談窓口と職員事務室のレイアウトを工夫する。 ○各種ネットワーク機器や附属機器を配置するためOAフロアとする。 ○プライバシーに配慮した個室相談室を総合相談窓口隣接して3室整備することで必要な時に活用できるようにする。	286㎡
ロビー	○主に待合スペースとしての利用を想定するが、ちょっとした区民の交流・いこいの場及び広報など情報提供の場としても活用できるような配慮をする。	66㎡

室名	主な機能	面積等	
乳幼児健康診査 (診療所)	予診室	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査スペースは、医療法に基づく診療所として、清潔、安全、プライバシー保護を確保した整備をする。 ○予診室～計測室～内科診察室は、内廊下で移動ができるようにし、プライバシーに配慮するとともに健診時間の短縮を図る。 ○健診実施時の対象人数やスタッフ配置によって、カーテンまたはスクリーンで区切るなど多様な活用ができるようにする。 	48㎡
	計測室	<ul style="list-style-type: none"> ○予診の次に受診者(乳幼児)は、脱衣後、おむつ替え、身長、体重等を計測し、そのまま内科診察室へ移動できるよう部屋は隣接して配置する。 ○受診者(乳幼児)が、着替えるためのベッドを置く場を設ける。 	34㎡
	内科診察室	<ul style="list-style-type: none"> ○予診、計測が終わった乳幼児を内科医師が診察する場として、個室3室を整備する。 ○内科診察室は、診察室間を扉等で接続する。 ○健診時の対象人数やスタッフ配置によって、カーテンまたはスクリーンで区切り、多様な活用ができるようにする。 	48㎡
	歯科診察室	<ul style="list-style-type: none"> ○歯科診療ユニットや滅菌器など専用機材を備え、乳幼児の歯科健診を実施する。 ○歯科衛生士による個別指導を想定したスペースとする。 	40㎡
	子育て支援室 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ○親子20～30組程度、両親学級はペアで20組程度、加えてスタッフ複数人による活動が実施できるスペースを確保する。 ○多様な活動に利用できるスペースとして60㎡程度とする。 	60㎡
子育て支援室 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ○母親学級・両親教室など、妊娠期から子どもの成長に合わせた、保護者向け講座を開催し、講座を通じた乳幼児親子の交流を図る。 	50㎡	
子育て支援室 (3) (栄養相談室)	<ul style="list-style-type: none"> ○マタニティクッキング・離乳食講習会・アレルギー教室・栄養指導・栄養相談などの講座や相談を行い、講座を通じた乳幼児親子の交流を図る場とする。 ○調理実演や試食も想定し、調理場は衛生的で安全・安心を前提に整備する。 ○講習会等は、参加者が最大30組、栄養士等スタッフ3～4人を想定した面積を確保する。 ○調理の場(子育て支援室3)と地域交流室(中)は、調理したものを試食の場に想定しているので隣接して整備する。 ○調理実習のため調理機器を整備する。 	63㎡	
相談室	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保育室に隣接して整備し、一時保育室での乳幼児の遊びや行動を観察しながら専門相談員と個別相談を行う。 ○プライバシーに配慮した個室とする。 	30㎡	

一時保育室	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児を持つ保護者向けの事業時の一時保育室として使用。 ○乳幼児の遊びや行動を隣接する相談室から観察することができ、乳幼児5～10人に保育士数人が安全に遊べる場とする。 	60㎡
乳幼児広場	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児親子が安心してのびのびと遊び、地域の乳幼児親子が交流できるスペース。 ○できるだけ日当たりがよく明るい場所に整備する。 	50㎡
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> ○すこやか福祉センター利用者が授乳スペースとして利用できるように整備する。 ○複数組母子が入ることも想定した広さを確保する。 ○おむつ交換のベッド、手洗い、ミルク調乳する設備を整備する。 ○乳幼児広場からも直接出入りできるようにする。 	10㎡
幼児用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保育室から直接利用できるようにする。 ○ノロウイルスなどの感染対策を十分にする。 	22㎡
倉庫2	<ul style="list-style-type: none"> ○母子手帳・パンフレットほか関係資料、乳幼児健診の用品・沐浴セットやパネル、模型などを収納する。 ○乳幼児健診用品や各種講座・教室用品などを収納する。 	29㎡

③地域支えあい交流・地域交流ゾーン

高齢者等に対する介護予防事業、支えあいネットワーク活動の拠点としての場や支えあい交流の推進の場を提供する。

室名	主な機能	面積等	
支えあい交流室 (多目的室)	○地域の高齢者等に対する介護予防活動や、地域の支え合い活動及びふれあい交流を支援するための活動スペース	94㎡	
地域支えあい交流・地域交流ゾーン	地域交流室 (大)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の自主グループ活動を支援し、地域交流を促進する。 ○自主グループの人数や活動内容、事業の対象人数や講座のプログラムによって大中小の広さが必要になる。 	126㎡
	地域交流室 (中)	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりや介護予防のための運動や活動が安全に行えるような広さを確保する。 ○グループワーク形式の活動を想定し、1グループ8人を10グループ程度のテーブルと椅子が設置できる広さを確保する。 	63㎡
	地域交流室 (小)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域交流室(小)は、すこやか福祉センター管内の区民活動センターや児童館の統括として活動するための会議室を兼用するため事務室と同じフロアに整備する。 	36㎡
倉庫3	○主に地域交流室で使用する次の物品を収納する。 (アンプ、演台、椅子、テーブル、事業用具など)	25㎡	

④管理・各ゾーン共通スペース

さまざまな目的をもって来所された区民が、気持ちよく安心して施設を利用できるように、すべてバリアフリーを前提にするとともに、効率的な複合施設の管理・運営を目的に整備する。

室名	主な機能	面積等
トイレ	○各階に設置する。 ○トイレブースのうち1か所にベビーベッド（椅子）を整備。 ○非常通報ボタンは、誤操作しない対策をする。	
誰でもトイレ	○各階に設置する。（うち1か所はオストメイト対応トイレ） ○オストメイト対応などへの配慮（物置台や柵）がされているトイレであること。 ○介助者がいる場合を想定し、余裕のある広さとする。 ○車いす利用者が、ゆったり利用できる面積とする。 （2.3m×2.3m以上） ○施設内全体に1か所はストレッチャータイプの車いすの利用を想定したトイレとする。	166㎡
職員用スペース	○男女別にロッカー室を整備。現状の職員の男女比は、女78%・男22%。 ○職員休憩室を整備。災害時等に宿泊することを前提とする。	69㎡
警備室	○外部からの侵入者のチェックと建物内安全管理のため、エントランスに近く、出入口が見渡せる場所に整備される。 ○各設備管理用機器等の受信設備が整備されることを想定する。 ○職員用通用口を整備する。	20㎡
風除室	○バリアフリー対応とし、自動ドアは、乳幼児が多く利用するので、事故などへの十分な対策がされた仕様とする。 ○自動ドアは、福祉施設であること及び幼児の出入りを想定した安全な設備とする。	10㎡
エレベーター	○高齢者の転倒や急病人の搬送にストレッチャー対応できる設備とする。 ○非常通報ボタンは、誤操作しない対策をする。	1基
給湯室	○各階に設置するが、コンロなど安全性に配慮した機器とする。 ○家庭訪問や事業などで使用したりネン類の洗濯・乾燥する場を1か所整備する。	計44㎡

⑤屋外施設

室名	主な機能	面積等
自転車置き場	○「中野区自転車等放置防止条例」の規定に基づく設置台数108台以上を整備する。	114台
自動車駐車場	○東京都駐車場条例の規定に基づく設置台数20台を整備する。 （障害者用2台・荷捌き用2台・公用車1台）	20台

2）（仮称）南部地域スポーツ施設【2,825㎡】

子どもから高齢者まで、さまざまな年代の人々が気軽にスポーツや健康管理ができる環境を整え、健康づくりや体力づくりをおこなうとともに、学校運動部活動の支援、スポーツの指導力・競技力の向上に向けた地域スポーツ施設の運営をめざす。

また、地域の連携を強める活動を展開することができるような環境づくりを行うことで、スポーツを通じた仲間づくりや地域コミュニティづくりを実践する。

①区民の健康づくりと体力づくりのための機能

子どもから高齢者まで、気軽にスポーツや運動ができる環境が整い、教室・大会・事業等を通して、区民の健康づくり・体力づくりを支援する。

②学校運動部活動の支援

生徒数の減少や指導員確保等の問題を解消できる環境が整い、外部指導員の派遣、指導者の養成など、学校運動部活動を支援する。

③スポーツの指導力・競技力の向上の支援

地域の子どもたちや高齢者、サークルと関わるスポーツ指導者が養成され、競技力向上に向けた支援をおこなう。

室名	主な機能	面積等
屋内運動場 （体育館）	○広さはバスケットボール（19m×34m）、高さはバレーボール（7m）ができる空間を確保する。 ○各種スポーツ大会に使用できる体育館とする。 （バスケットボール（公式）・バレーボール（公式）・バドミントン・フットサル・卓球・体操・綱引き等） ○地域スポーツ施設会員の貸切利用もできる。 ○区民の健康維持、体力増進を図るため、高齢者を中心にさまざまな年齢層向けの教室を実施する。 ○学校のスポーツ大会や学校運動部活動の利用を想定する。 ○高齢者の利用から学校運動部活動など様々な年齢層の区民が屋内運動場に集まり、年齢を越えた交流を促進し地域の活性化を図る場とする。 ○各種大会等で利用する際、応援や観客が利用できる観覧席を整備する。	屋内運動場 700㎡ 観覧席 67㎡

	倉庫	○屋内運動場で使用する次の用具を収納する。 (球技用支柱・ネット、フットサル用ゴール(300 cm×130 cm×200 cm)、卓球台、得点板、審判台、各種ボールなど) ○出入り口は、卓球台など重量がありキャスター付きの用具の搬出入に支障がないよう吊りさげ式の大型の引き戸とする。	51㎡
プール	プール	○通年で利用できる25m温水プールとする。 ○障害者や高齢者の利用を想定し、プールに入るためのスロープを設ける。 ○プールを活用した介護予防教室や健康教室を想定し、歩行に適した1m~1.2mの水深とする。 ○小・中学校や区民の水泳大会開催を想定し、6コースとする。 ○プール設備は、消毒用塩素等による腐食に耐える材質とする。	650㎡
	採暖室	○プール利用者が体が冷えたときに暖をとれる場として、10人程度の同時利用を想定したスペースとする。	30㎡
	監視室	○監視室は、プールの安全確保、事故防止、遊泳者指導等のため、できるだけプールに近く、水域全体が見渡せる場所とする。 ○監視室のプール側は、開放または透明ガラス張り等とし、室内からもプールの様子を監視できるようにする。 ○プール監視員が常駐し、休憩、緊急時対応のスペース。また、プール維持施設の運転管理も行う。	24㎡
	プール倉庫	○プールで使用する次の用具を収納する。 (コースロープ、ビート板、プールフロア、プールロボットなど)	40㎡
	トレーニングルーム	○区民を対象とした、筋力トレーニングを目的とした「健康教室」などを年齢層別に教室を実施する。 ○高齢者の寝たきり予防のため高齢者を対象とした筋力トレーニングを実施し、トレーニングを通じた地域交流の促進を図る。 ○各種トレーニングマシンを配置したトレーニングスペース。 ○常駐するトレーナーを配置し、各種トレーニングマシンの正しい使用方法の指導や個人にあったトレーニング方法の指導・相談を行う。 ○次のトレーニングマシンが設置できるスペースを確保する。 ジョーバ…2台、バイク…3台、リカンベントバイク…2台、ランニングマシン…3台、チェストプレス…1台、ラットプルダウン…1台、レッグエクステンション…1台、レッグプレス…1台、アブドミナル…2台、45度バック…1台、フラットベンチ…1台	168㎡
	健康体力相談室	○区民のスポーツ活動、体力増進に関する相談をするスペース。 ○血圧計、体脂肪計などを備えた健康に関する相談スペース。 ○救護室の機能も併せ持たせ簡易ベッドを配置する。	24㎡

多目的ルーム	多目的ルーム	○幼児が親子で参加できる「幼児体操教室」、高齢者向けの健康維持、体力増進を目的とした「ことぶき健康教室」、区民向けにシェイプアップ等を目的とした「スリム健康教室」など年齢層、目的、種目別に各種教室を実施する。 ○バレエやダンスなどの利用を想定し壁に大きな鏡を整備する。 ○社交ダンスの利用を想定した床の材質とする。 ○音楽を流すことを想定し、防音対策を施した仕様とする。 ○格技の利用を想定した設備を整備する。	100㎡
	倉庫	○多目的ルームで使用する次の用具を収納する。 (アンプ、柔道用畳50枚(182 cm×91 cm)、体操用マット40枚(50cm×150cm)、バランスボール20個(直径55 cm)、机、椅子など)	10㎡
	更衣室(男)	○地域スポーツ施設の利用者用の更衣室とする。 ○プール利用者(ウエット)と体育館利用者(ドライ)の利用者を想定した動線とする。 ○プールへの出入口には、強制シャワーを設ける。 ○コイン式ロッカー(180人分)が配置できる場所を確保する。 ○シャワーブース(8基)、化粧台(4基)を設置し、更衣室内から利用できるトイレを整備する。	118㎡
	更衣室(女)	○コイン式ロッカー(270人分)が配置できる場所を確保する。 ○シャワーブース(10基)、化粧台(7基)を設置し、更衣室内から利用できるトイレを整備する。 ※その他は男性と共通。	142㎡
	ロビー	○利用者の待ち合わせ等のスペース及びくつろぐことができる場とする。 ○スポーツ施設の利用を終えた者同士がゆっくりと交流できる場とする。	142㎡
	談話室	○スポーツ施設利用者が、情報交換や交流をすることができる場。 ○スポーツ施設利用者が休息やくつろぐことができるスペース。 ○飲食可能な談話場所として自動販売機コーナーを設ける。 ○チラシや掲示板による情報集積場所としても活用する。 ○簡単なミーティングによる利用も想定する。	
	受付事務室	○地域スポーツ施設の受付として、利用者の会員証の確認や利用料金の支払いなどができる窓口を整備する。 ○地域スポーツ施設職員の事務室とする。	50㎡
	トイレ	○各階に設置する。 ○トイレブースのうち1か所に乳幼児用のベッドまたは椅子を整備。 ○非常通報ボタンは、誤操作しないような設備とする。	101㎡

誰でもトイレ	○各階に設置する。 ○車いす利用者が、ゆったり利用できる面積とする。 (2.3m×2.3m以上)	
--------	--	--

3) 南中野地域事務所【218㎡】

○現在、南台三丁目に設置している「南中野地域事務所」を施設整備に伴い移転する。

- ①各種届出・証明その他区民生活に密着した基礎的な行政サービスの提供機能
- ②税や保険料、利用料等の公金収納機能
- ③区のサービスに関する案内や取次の機能

室名	主な機能	面積等
総合窓口	○地域事務所利用者の待合スペース及び申請書類等の記入スペースを設ける。 ○総合窓口は、相談窓口になるローカウンターとハイカウンター（3～4か所）を整備し、プライバシーに配慮し、パーティションを設ける。 ○公金を収納するため、防犯上配慮した窓口とする。	218㎡
事務室	○住民異動業務や印鑑登録業務などの作業スペース及び地域事務所職員の事務スペース。 ○住基系ネットワークや庁内ネットワークのオンライン機器が配置されるため電気容量に余裕を持たせるとともにOA機器対応床とする。	
職員打合室	○地域事務所職員の打合せ室兼作業スペース	
倉庫	○地域事務所で発生した文書の保管場所及び事務用品等保管スペース	
休憩室・更衣室	○職員休憩室及び職員更衣室	

4) 多目的広場

- 日常は、地域住民の憩いの広場や子どもたちの遊び場として利用する。
- 地域のまつりなどの地域行事に活用できる広場とする。そのため、屋外で利用できる電源設備や放送設備などを備える。また、電源容量は余裕のある容量とする。
- ウォーキングコースやテニス等コートなどスポーツ施設を整備し屋外運動施設としても活用する。
- 近隣住民への光害にも配慮した夜間照明とする。なお、太陽光による蓄電機能など省エネルギーに対応する設備とする。
- 災害発生時には、避難所施設の一部として活用する。

5) 災害時における避難所機能

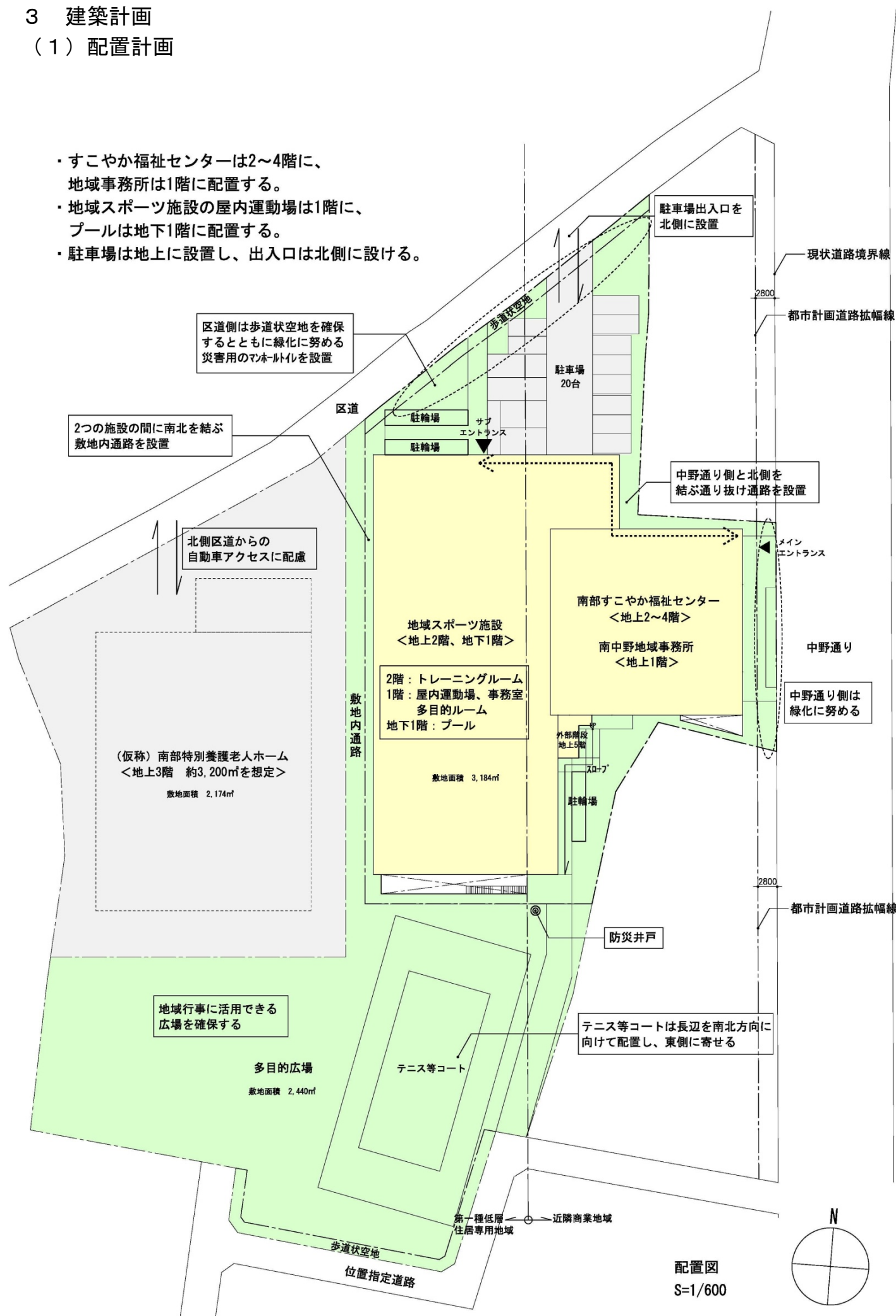
- 災害発生時に避難所として活用できるスペースの確保及び設備を整備する。
- 多目的広場について災害時にも活用できる設備を整備する。
- 避難所施設内へ車（2t車程度）が出入り可能な門、車路を確保する。
- テニス等コートを避難所として使用することを想定し、フェンスの形状について工夫する。

室名	主な機能	面積等
防災倉庫 ・ 備蓄倉庫	○防災機材等（発電機、投光機、バーナーなど）及び備蓄物資を収納、保管する。 ○資機材の出し入れが容易にできるように1階部分に整備する。 ○資機材の搬入出のための車輛（2t車程度）の車路を確保する	82㎡
防災井戸	○災害時の生活用水用井戸として設置する。 ○平時は、植栽等への散水、防塵対策にも使用することを想定した場所に整備する。 ○災害時の停電を想定し、エンジン式発電機による電源で作動する設備とする。	1か所
防災用トイレ	○マンホール直結型の災害用トイレ	10か所
防災無線拡声機	○区民への避難勧告等の広報を行うスピーカーの設置	1か所
消防水利の確保	○プール水を消防水利として活用できる設備、または防火水槽を整備する。 ○プール水は、災害時に避難所とした場合の生活用水としても活用する。	—
防災無線（移動系）	○無線の受信状態により外部アンテナを整備する。	1台
非常用発電設備	○電気の供給が止まった場合、避難所施設として使用するため、施設維持管理上、必要最低限の電源を供給できるようにする。 例：エレベーター、地下空調設備、自動火災報知機、消防設備、管内放送、電話交換機、管理スペースのコンセント、照明の一部等	1式

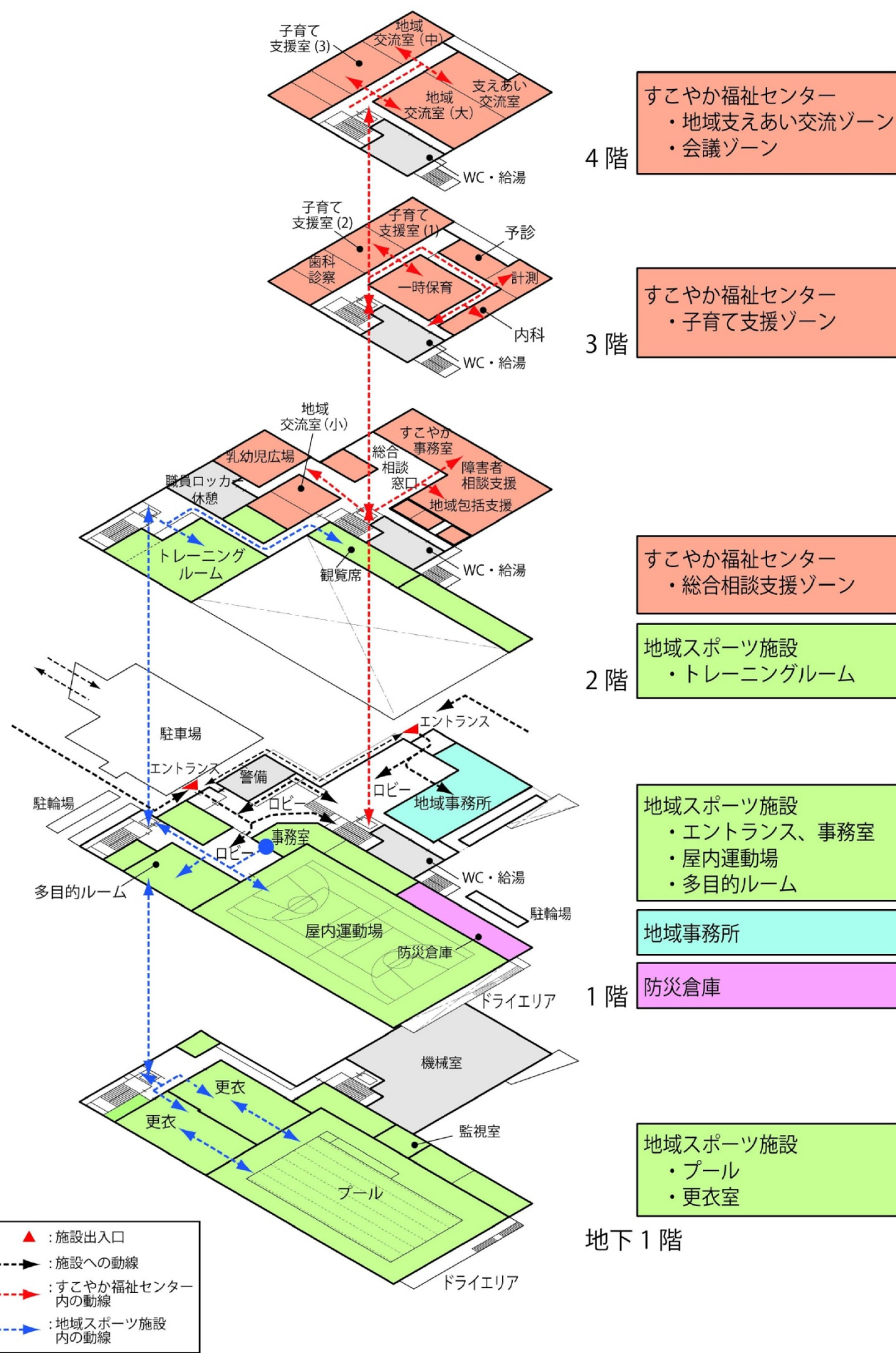
3 建築計画

(1) 配置計画

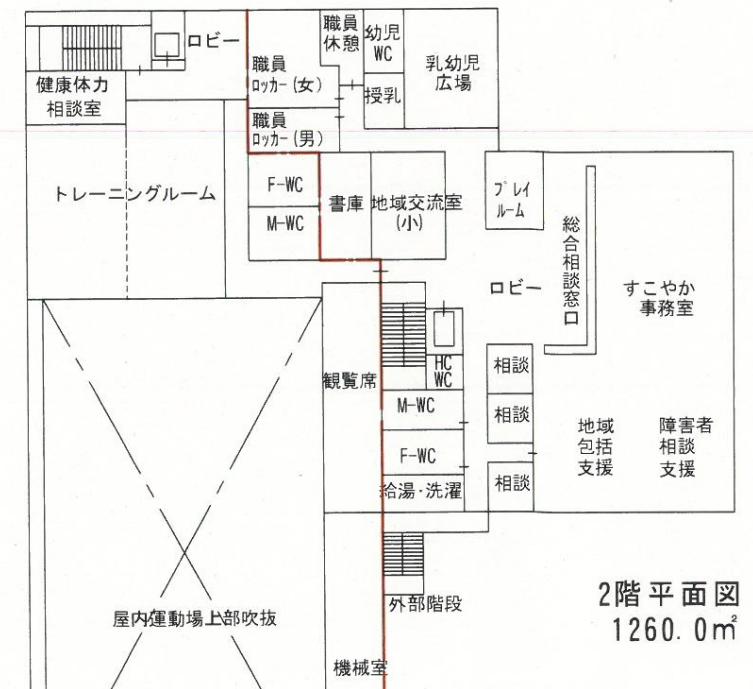
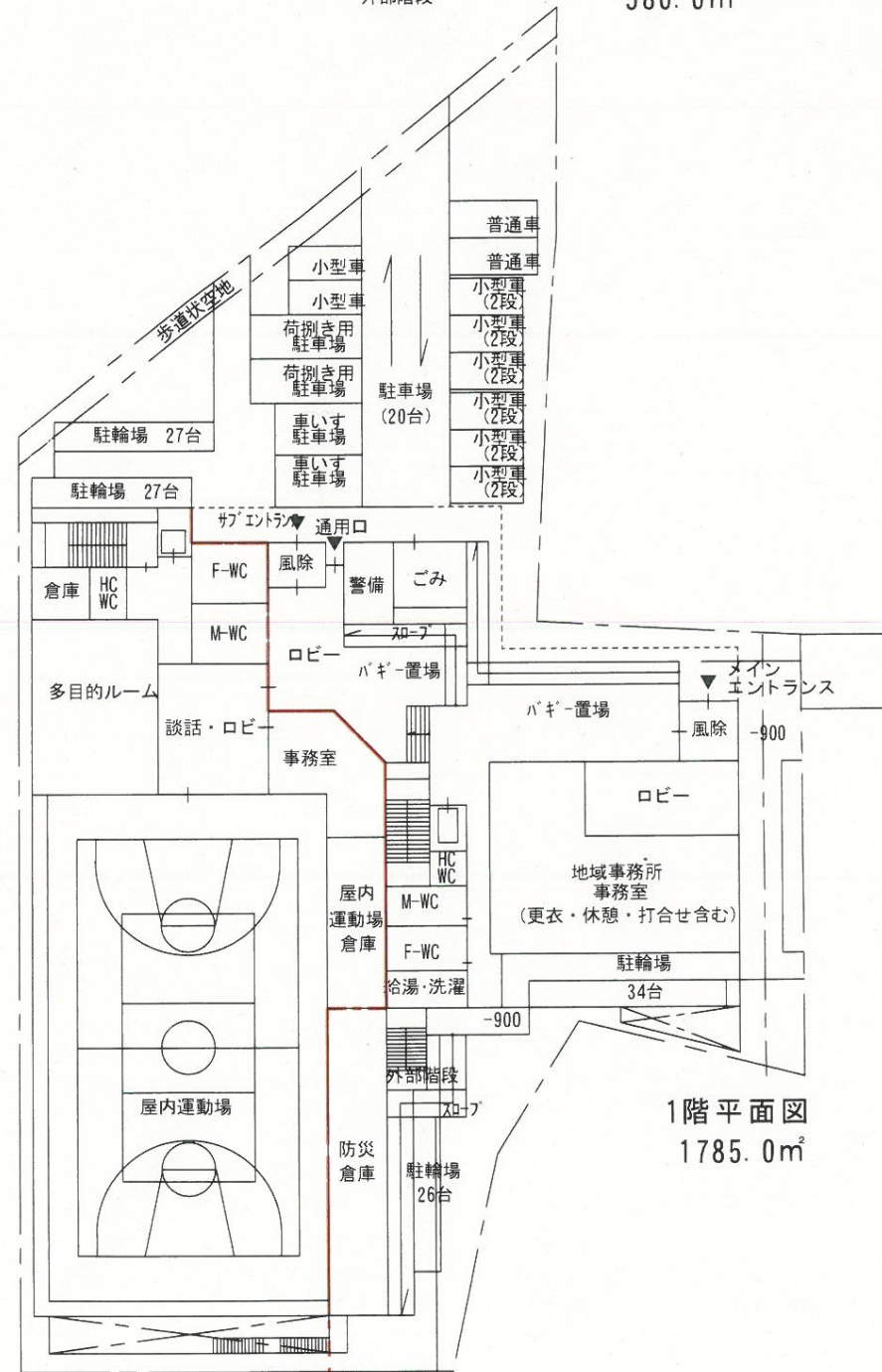
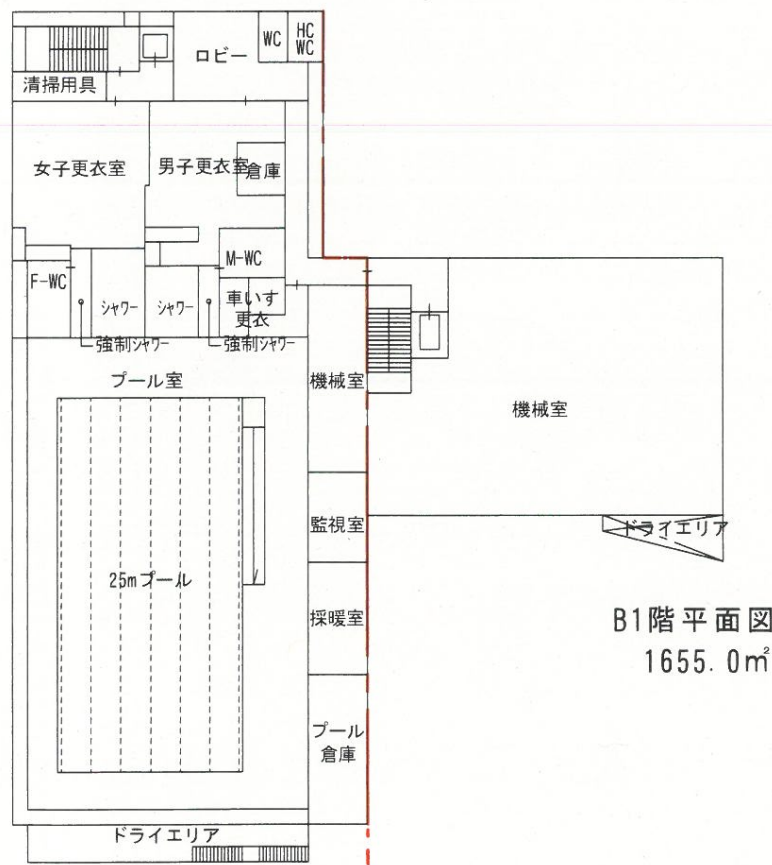
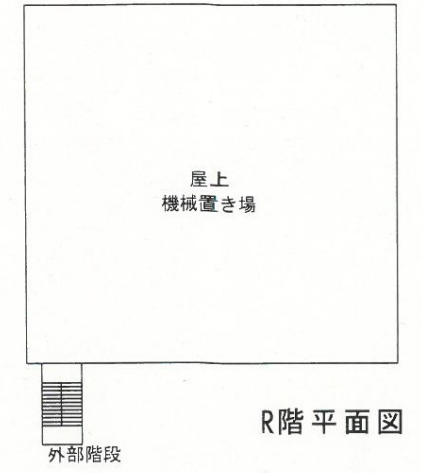
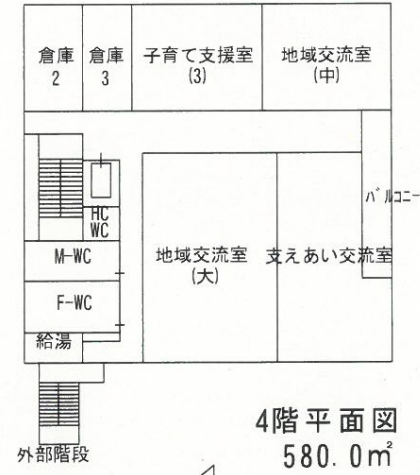
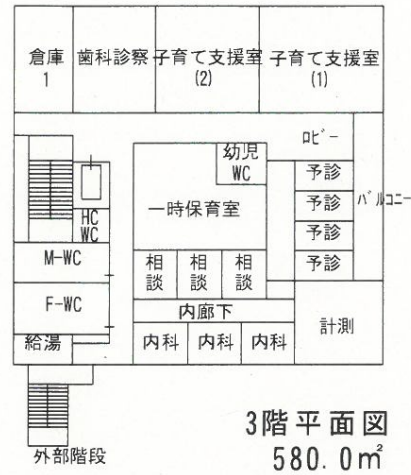
- ・すこやか福祉センターは2~4階に、地域事務所は1階に配置する。
- ・地域スポーツ施設の屋内運動場は1階に、プールは地下1階に配置する。
- ・駐車場は地上に設置し、出入口は北側に設ける。



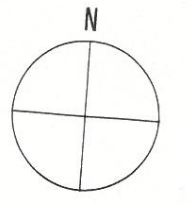
(2) 機能図



(3) 平面計画



平面図
S=1/500

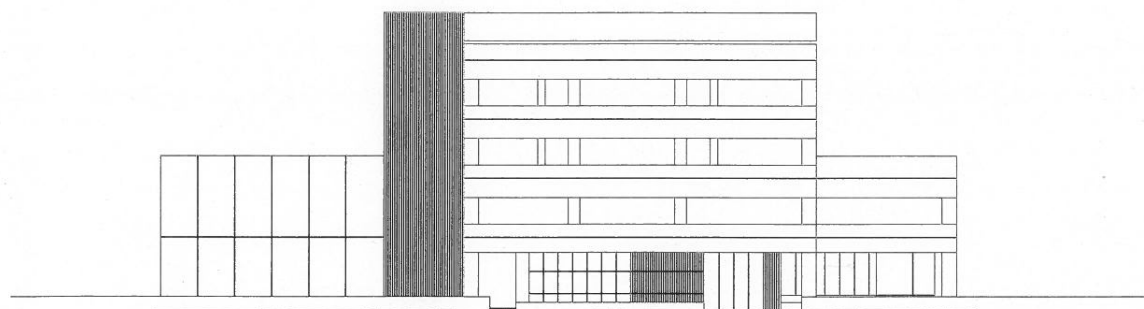


地域スポーツ施設 ← 福祉センター・地域事務所

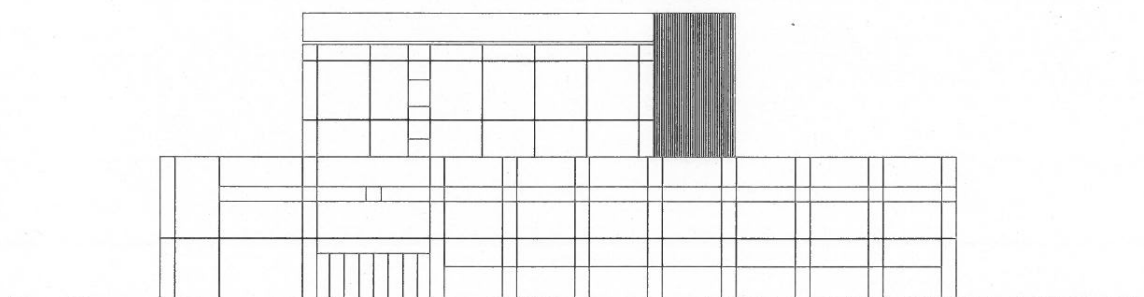
地域スポーツ施設 ← 福祉センター・地域事務所

地域スポーツ施設 ← 福祉センター・地域事務所

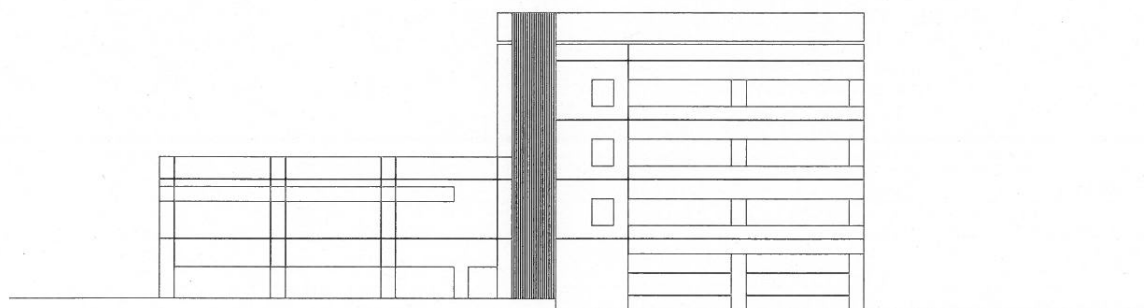
(4) 立面計画、断面計画



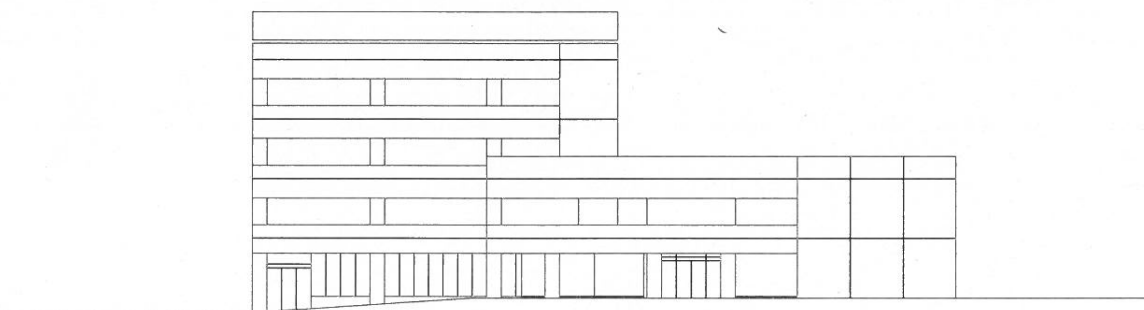
東側立面図



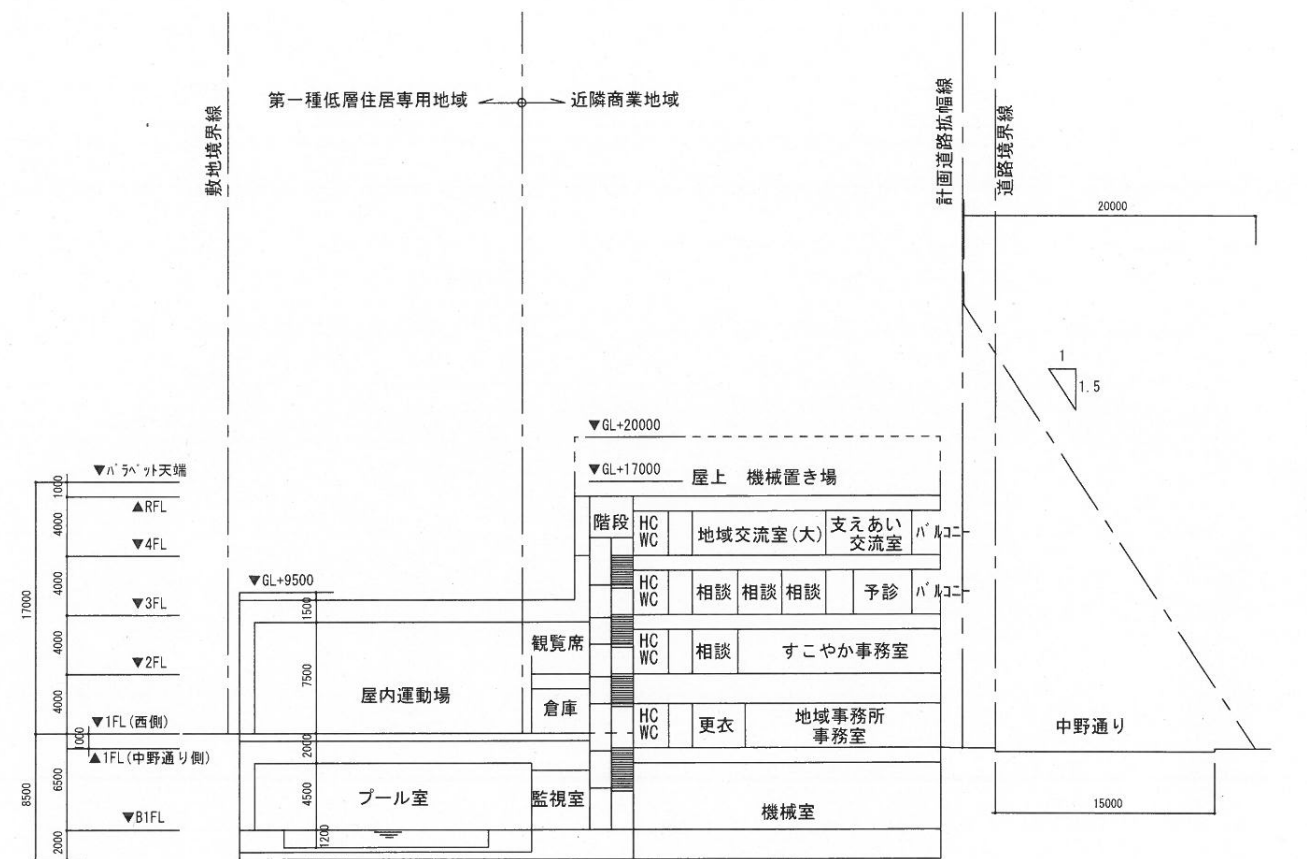
西側立面図



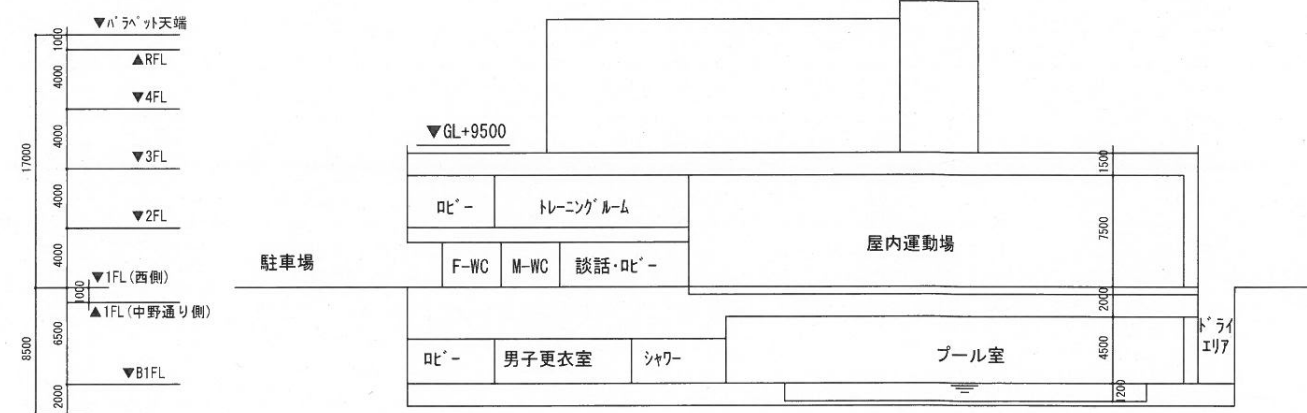
南側立面図



北側立面図



東西断面図



南北断面図

立面図、断面図

S=1/500